

保護者等に関する取扱要項

(令和3年10月13日学長決裁)

(目的)

第1条 この要項は、島根大学（以下「本学」という。）に在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、本学と連携し、学生を指導・支援する立場にある者（以下「保護者等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(保護者等の要件)

第2条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

3 本学は、前項に定める者から同意書の提出を求めることができる。

(保護者等の役割)

第3条 保護者等は、学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう学生の指導・監督に努めるものとする。

2 保護者等は、学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時若しくはその恐れのある時には、本学と連携して、学生の保護に努めるものとする。

(保護者等の選定及び届出)

第4条 在学する学生は、第2条第1項又は第2項に掲げる要件を満たす者を保護者等として選定し、その氏名、住所、緊急時に連絡を受けることができる連絡手段等を学務情報システムに登録することにより、本学に届け出るものとする。

(緊急時の連絡)

第5条 本学は、学生が事件・事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前条により届け出た連絡手段を用いて、速やかに保護者等に連絡するものとする。

附 則

この要項は、令和3年10月13日から実施する。